

◇学部・大学院における研究活動

I 学部

法学部

1. 教員の研究活動を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 教員の研究費（個人研究費、共同研究費、研究旅費等）・研究室および研究専念時間（研修機会等）の確保がなされているか。

本学における基礎研究費は全学的に年間 43 万円と定められており、新任教員赴任時は 15 万円が上乘せされる。2016 年度の基礎研究費の執行状況は、91.0%である（前年度繰り越し分を除く）。海外出張・学会出張に伴う旅費については、全学規定に則って支給される。

共同研究費は、学際的な学術研究を進展させ、学部、大学院、研究所及び学外研究機関との研究交流の促進を目的としたものとして設けられている。共同研究費に基づく共同プロジェクトは3人以上で構成され、学外の研究者も参加することができるが、研究代表者・構成員の過半数は本学専任教員でなければならない。共同研究費助成は1プロジェクト原則1,000万円を上限としている。なお、2016年度法学部所属教員の利用実績はない。

教員の研究時間の確保については、法学部として通年の授業日においてこれを確保する方策は特にとっていないが、各教員が週間授業担当時間数（授業担当責任時間は、中央大学専任教員規程の基準により、教授・准教授が6時限、助教Aが5時限）を工夫して研究時間の確保に努めている。なお、金曜日は学部諸会議日に充てているため、当該日及び当該時限に会議のない者にとっては、研究時間に充当することが可能である。法学部においては、授業、校務、入試等の負担増による研究時間の確保が継続的な課題となっており、法学部改革委員会を中心に検討を行い、対応方策の1つとして委員会的大幅再編を行ったところである。このことが研究時間の増加において効果があったかどうかの検証については、今後検証を行う予定である。

そのほか、長期研究制度として在外研究制度（長期・短期）及び特別研究期間制度がある。前者については予算の枠内において順番制により教授会が決定し、学長に推薦する。後者についても予算の枠内において申し出制により確保している。なお、2016年度の利用実績は、長期（1年以上）在外研究1名、短期（1年未満）在外研究0名、特別研究4名である。在外研究制度・特別研究制度に関しては、その運用を充実化するため、新たな運用ルールを策定し、2015年度より、これに則って周知・募集・決定を行うこととした。

個人研究室は、1人1室割り当てられており、法学部教員の研究室は多摩キャンパス2号館の7・8・9階に設置されている。備え付けの書架、机、椅子の他、申請により予算の範囲内で必要器具の購入が可能となっている。

(2) ティーチング・アシスタント（TA）・リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

法学部では法学部ティーチング・アシスタント実施要領（以下、実施要領）に基づき、法学部開講科目「情報処理1・2」の各クラスにおいて、2名のTAを配置することとし、当該授業のサポートにあてている。同制度は教授会のもと、法学部情報処理教室・文献情報センター運営委員会がその管理・運営を担っており、適切に運用されている。

また、1年次演習である「導入演習1・2」（法律学科・政治学科）、「法学基礎演習A1・A2」（国際企業関係法学科）の授業時間を活用し、図書館員講師による情報検索講習会を毎年4月上旬から5月上旬にかけて実施している。その際、受講者15～20名につき1名程度の大学院学生及び学部学生インストラクターの協力（PC操作補助・各種データベース演習の個別サポート等）を得ており、より効果的な講習会の実施を実現している。

このほか、学部独自の研究支援機関としては、法学部文献情報センターがある。同センターは、1985年に設立され、主として教員・大学院学生を対象に、①オリジナル・データベースの構築、②オンラインもしくはオフラインによる学術研究情報の検索サービス、③学術研究のための情報環境の提供を目的としている。検索方法や機器操作に習熟した本学大学院学生がスタッフ（生協の派遣職員）として常駐し、研究活動を支援している。また、同センターは法学部の教育研究の向上にとって重要な役割を果たしているだけでなく、センターが公開した情報は広く法学・政治学研究の発展に寄与している。

参 考

【2016年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

- 法学部文献情報センターにおいて、法律系データベースの活用方法について提供業者による講演会を実施するなど、教員への情報機器の利用指導が積極的に行われており、同センターは教員の情報処理能力の向上に資するとともに、教員間の情報交換の場としても十分に機能している。

<問題点および改善すべき事項>

- 教員が授業、校務、入試等の負担により、十分な研究時間を確保できていない現状がある。
- TA制度について、学部執行部によって論点・課題等の整理を行ったが、制度の拡充には至っていない。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 法学部情報文献センターにおいて、教員への情報機器の利用指導、教員の情報交換等、法学部における研究成果の発信の拠点として機能するよう継続してサービスを行う。
- 教員の十分な研究時間を確保するために行われた委員会再編の効果について、2018年度を目途に、学部執行部が中心となってその方向性を示す。
- TA制度の充実について、学部執行部によって整理された論点・課題等を、学部執行部及び研究教育支援委員会が連携して検討を進める。

【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- 法学部文献情報センターでは、2016年度に一部PCのリプレースを行い、情報機器利用環境を改善した。
- 教員の十分な研究時間を確保するために行われた委員会再編の効果について、2018年度を目途に、学部執行部が中心となってその方向性を示すべく検討を継続している。
- TA制度の拡充について、その論点・課題等を学部執行部において検討したが、制度上も制約があり、人員の確保等の見通しが立たなかったため、制度の拡充には至らなかった。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

＜長所および効果が上がっている事項＞

- 法学部文献情報センターでは、法律系データベースの活用方法について提供業者による講演会を実施するなど、教員への情報機器の利用指導が積極的に行われている。また、教員への情報機器の利用指導、教員の情報交換等、学部における研究成果の発信の拠点として機能している。

＜問題点および改善すべき事項＞

- 教員が授業、校務、入試等の負担により、十分な研究時間が確保できない現状がある。十分な研究時間を確保するために行われた委員会再編の効果について、2018年度を目途に、学部執行部が中心となってその方向性を示すべく検討を継続している。

＜対応方策（長所の伸長／問題点の改善）＞

- 法学部文献情報センターが法学部における研究時間の発信の拠点として機能するよう、継続的にサービスの提供を行う。
- 教員の十分な研究時間を確保するために行われた委員会再編について、2018年度を目途に学部執行部がその効果を検証する。

2. 教員の研究活動が活発に展開されているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 論文等研究成果の発表状況

法学部における論文発表数、著書発刊数は下表の通りである。年度による増減はあるものの、論文発表数、著書発刊数ともに決して高い水準とはいえず、向上にむけた一層の取組みが必要である。

[表9-I-1 論文発表件数]

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
論文発表件数	60	84	78	54	97
一人あたりの発表数	0.55	0.76	0.73	0.48	0.87

[表9-I-2 著書発刊件数]

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
著書発刊件数	50	69	48	40	56
一人あたりの発刊数	0.45	0.63	0.45	0.36	0.50

なお、法学部では、法学系・政治学系の専任教員の論文等研究成果の発表は、1891年創刊の学術機関誌たる『法学新報』を中心に行っている。その発行には専任教員からなる中央大学法学会があたり、編集については学部長を委員長とする雑誌委員会のもとで法学新報編集委員会があたっている。機関誌は、1年12号（月刊）を発行することになっているが、近年では2号分を合併（年6冊）して刊行するかたちで推移している。登載内容は、「論説」「研究」「紹介」「資料」「翻訳」及び「判例研究」のカテゴリーに区分し、その登載の可否については、『法学新報』登載基準に基づき、毎月1回開催の編集委員会で審議し決定している。このほか、論文等研究成果発表の場として法務研究科の『中央ロー・ジャーナル』、学内研究所の研究紀要等があり、それぞれの専門分野に応じて発表がなされている。

(2) 国内外の学会での活動状況

法学部専任教員は、主として自らが任意に所属する国内学会また国外の学会において、専攻する学問についての研鑽を深めたり、最新の動向把握に努める等の目的で、研究発表・報告・討議等に参加している。

また、2017年5月1日現在、法学部専任教員の国内学会所属数は延べ336、国外学会所属数は延べ37である。一方、2016年度における学部予算による学会参加者数は、国内学会が延べ51名、国外学会が延べ4名である。学会発表数についても、論文発表数及び著書発刊数と同様に、向上にむけた一層の取組みが必要といえる。

[表9-I-3 学会発表数]

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
学会発表数	59	69	46	58	38
一人あたりの発表数	0.54	0.63	0.43	0.52	0.34

(3) 研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

本学には専任教員が専門分野における特定の課題について個人で行う研究を支援するものとして中央大学特定課題研究費がある。総額は決まっており、1人あたりの金額は応募者数等により変化する。2016年度の特定課題研究費助成者数は、法学部で5件である。

参 考

【2016年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

- 2015年度に策定した「在外研究制度・特別研究制度の運用について」により、在外研究制度・特別研究制度の取得者の決定がより効率的に行われるようになり、特別研究制度の利用は増加傾向にある。

<問題点および改善すべき事項>

- 法学部における論文発表数、著書発行数、学会発表数は高い水準とはいえ、研究活動を活発化させるために一層の取組みが必要な状況となっている。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 2015年度に策定した「在外研究制度・特別研究制度の運用について」に基づいた周知・募集・決定を着実に推進し、教員の研究活動の一層の促進を図る。
- 引き続き、研究活動に係る各種情報についてC plusを通じて発信し、研究活動の活性化につなげる。

【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- 2015年度に策定した「在外研究制度・特別研究制度の運用について」に基づいた周知・募集・決定を推進した結果、特別研究制度利用者が増加した。
- 引き続き、研究活動に係る各種情報についてC plusを通じて発信し、研究活動の活性化につなげる努力をしている。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

- 「在外研究制度・特別研究制度の運用について」に基づいた周知・募集・決定を推進した結果、2015年度から2017年度かけて特別研究制度の利用が4名増加した。

<問題点および改善すべき事項>

- 法学部における論文発表数、著書発行数、学会発表数は高い水準とはいえ、研究活動を活性化させるために一層の取組みが必要な状況となっている。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 引き続き「在外研究制度・特別研究制度の運用について」に基づいた周知・募集・決定を推進し、在外研究制度の利用を促す。
- 研究活動に係る各種情報についてC plusを通じて発信し、研究活動の活性化を図る。

3. 競争的な研究環境創出のための措置がなされているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 科学研究費の申請とその採択の状況

法学部教員の申請による科学研究費補助金の採択状況は以下の通りである。2016年度において、科研費の申請件数、採択件数、総額がいずれも増加した。

[表9-I-4 科研費申請・採択状況]

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
申請件数	10	12	6	11	17
採択件数	8	5	5	5	8
総額(千円)	11,457	14,820	13,780	11,050	21,970

(2) 学外競争的研究資金の獲得状況（科学研究費補助金を除く）

学外競争的研究資金の獲得について、1名の教員が、「センター・オブ・イノベーション(COI)プログラム」(国立研究開発法人科学技術振興機構)及び「戦略的創造研究推進事業」(同)の2件の業務委託を受けて研究を行っている。

参 考

【2016年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

<問題点および改善すべき事項>

- 法学部における科研費等の競争的資金の採択率は昨年度よりも下がってしまったことから、採択件数を増やす努力が必要な状況となっている。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 公的研究費の活用に関する情報提供を教授会でを行うほか、C plusを活用した周知を図る。

【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- 公的研究費の活用に関する情報提供を、教授会及びC plusによって行い、申請件数・採択件数ともに増加した。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

<問題点および改善すべき事項>

- 法学部における科研費等の競争的資金の採択率は決して高い水準とは言えないため、採択件数を増やす努力が必要な状況となっている。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 公的研究費の活用に関する情報提供を教授会及びC plusによって行うとともに、競争的資金を獲得している教員の事例を共有する機会を設け、学外競争的研究資金の獲得を図る。

経済学部

1. 教員の研究活動を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

（1）教員の研究費（個人研究費、共同研究費、研究旅費等）・研究室および研究専念時間（研修機会等）の確保がなされているか。

経済学部では、専任教員に配分可能な研究室110室を有しており、専任教員一人につき一室の研究室を割り当てている。その他に共同研究室を2室、名誉教授控室として2室を確保している。各研究室には、基本的な備品である机、いす、書棚等を設置するとともに、毎年、研究室委員が備品の充足のために教員に対するアンケート調査を実施し、適宜、必要な備品整備を行っている。

また、教員に十分な研究時間を確保するために経済学部専任教員の授業担当時限原則に関する内規を定めており、教員の担当授業時限が大学院担当分と合わせて、6時限（6コマ）を原則とすることで、特定の教員に過度な負担がかからないように配慮している。

このほか、研究に専念する時間を確保するための全学的な制度として、本学では、本学専任教員が個人で行う特別の研究のため一切の公務が免除される特別研究期間制度と、専任教員が研究費を受け、学術の研究・調査のため一定期間外国に派遣される制度として在外研究期間制度があり（それぞれの制度の内容については全学に係る記述を参照のこと）、2017年度については、特別研究期間を3人が、在外研究期間を2人が取得している。

（2）ティーチング・アシスタント（TA）・リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフなど

経済学部では、情報処理関連教育を支援するために、PC、プリンタ等関連設備を整えたワークステーション室を3教室有しているが、これら設備を維持・管理し、学生へのサポート業務を行う職員（サポート・スタッフ）を4名配置している。ワークステーション室のサポート・スタッフは、教員の情報処理教育、あるいはPC使用の授業を支援しているほか、授業以外でもWord・Excelその他の課外講習を豊富なメニューで実施している。

また、ティーチング・アシスタント（TA）は、経済学部内規で定め制度化しており、2017年度については、1年次必修科目である「基礎マクロ経済学」、「基礎ミクロ経済学」の2科目において1名ずつTAを配置し、1年生全員がTAを利用できる態勢を整えている。

参 考

【2016年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

<問題点および改善すべき事項>

- 授業担当時限数の目安は設けているものの、学部の運営に際して委員会等の業務が特

定の教員に集中してしまうことがあり、負担の公平性が担保できるよう改善する必要がある。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 全学の研究・教育問題審議会等の議論も踏まえつつ、学部としても学部長・学部長補佐会議においてより本学部教員が研究専念時間を効率的に確保することが可能となるように、教育、校務の担当配分に考慮し、有効な研究支援制度の可能性について検討を継続する。

【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- 検討の結果、研究専念時間の効率的確保のために有効な研究支援制度の策定には至っていないが、2017年度各種委員会委員を選出するに際しては、極力、負担の公平性が担保されるよう学部長・学部長補佐会議において調整している。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

<問題点および改善すべき事項>

- 授業担当時限数の目安は設けているものの、学部の運営に際して委員会等の業務が特定の教員に集中してしまうことがあり、負担の公平性が担保できるよう改善する必要がある。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 全学の研究・教育問題審議会等の議論も踏まえつつ、学部としても学部長・学部長補佐会議においてより本学部教員が研究専念時間を効率的に確保することが可能となるように、引き続き、教育、校務の担当配分に考慮し、有効な研究支援制度の可能性について検討を継続する。

2. 教員の研究活動が活発に展開されているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

（1）論文等研究成果の発表状況

研究成果の発表状況を専任教員一人あたりの著書発刊数で見ると2012年度0.19冊、2013年度0.35冊、2014年度0.38冊、2015年度0.64冊、2016年度0.46冊である。また、専任教員一人あたりの論文発表数は2012年度0.75件、2013年度0.84件、2014年度0.64件、2015年度0.8件、2016年度1.07件である。

研究成果の公表に関しては、経済学部の紀要として中央大学経済学研究会が『経済学論纂』を発行し、専任教員の研究成果発表の場を提供しており、毎号数名の教員が投稿している状況にある。その刊行結果は、本学公式Webサイト上でも公表され、学内外からいつでも閲覧できるようになっている。また、専任教員または名誉教授の研究成果の発表を助成・促進する仕組みとしては学術図書出版助成があり、研究業績、学術的価値の高い外国の古典、文献等の翻訳等で、市販性のとぼしい著作を出版するときの出版経費を助成するものとなっている。

（2）国内外の学会での活動状況

学会での活動状況を専任教員一人当たりの学会発表数の推移で見ると、2012年度0.70件、2013年度0.75件、2014年度0.80件、2015年度1.23件、2016年度0.83件である。

(3) 研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

学内における研究助成制度としては、全ての教員に対して付与される基礎研究費のほかに、専任教員が専門分野における特定の課題について個人で行う研究を支援する特定課題研究費と、学部、大学院、研究所及び学外研究機関との研究交流を促進し、もって研究・教育水準の一層の向上を図ることを目的とした共同研究費がある（それぞれの研究費の内容については全学に係る記述を参照のこと）。2017年度における経済学部の特設課題研究費助成者数は4名、共同研究費助成は1件5名となっている。

参 考

【2016年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

<問題点および改善すべき事項>

- 研究成果の発表数を増加させる方策として、学内行政等への時間配分のあり方を是正し、一部の教員への負担が過重にならないように、学部長が中心となって継続的に改善しているが、研究成果の発表状況の改善が十分であるとはいえない。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 各教員における研究時間の安定的な確保を目指して、一部の教員への負担が過重にならないよう、学部長が中心となって継続的に改善していくとともに、研究成果の発表を増加させるためのインセンティブ等について、研究・教育問題に関する経済学部委員会を中心に検討していく。

【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- 2016年度においては、教育を中心とした改善施策を優先的に進めたため、教員の研究に関する検討を進められなかった。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

<問題点および改善すべき事項>

- 研究成果の発表数を増加させる方策として、学内行政等への時間配分のあり方を是正し、一部の教員への負担が過重にならないように、学部長が中心となって継続的に改善しているが、研究成果の発表状況の改善が十分であるとはいえない。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 各教員における研究時間の安定的な確保を目指して、一部の教員への負担が過重にならないよう、引き続き、学部長が中心となって継続的に改善していくとともに、研究成果の発表を増加させるためのインセンティブ等について、研究・教育問題に関する経済学部委員会を中心に検討していく。

3. 競争的な研究環境創出のための措置がなされているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 科学研究費の申請とその採択の状況

経済学部所属教員による科学研究費補助金への申請状況と採択状況(前年度からの継続分を除く)については、2011年度は申請13件(うち採択4件)、2012年度は申請24件(うち採

採択 10 件)、2013 年度は申請 30 件(うち採択 18 件)、2014 年度は申請 30 件(うち採択 25 件)、2015 年度は申請 41 件(うち採択 28 件)、2016 年度は申請 37 件(うち採択 26 件)となっている。

(2) 学外競争的研究資金の獲得状況(科学研究費補助金を除く)

経済学部として学外における競争的研究資金を獲得している実績は、現在のところ存在しない。

参 考

【2016 年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方針】

<問題点および改善すべき事項>

- 科学研究費の申請件数は、増加傾向にあるものの、専任教員の人数と比して十分な水準にあるとは言い難い状況となっている。

<対応方針(長所の伸長/問題点の改善)>

- 科学研究費をはじめとする競争的研究資金獲得の取組みについては、学事部研究助成課を中心に行っている支援内容について教授会等を通じて学部内に周知徹底することで、申請や採択の増加に結びつくための環境の醸成に努める。

【前年度に設定した対応方針の進捗状況】

- 科学研究費をはじめとする競争的研究資金獲得の取組みについては、学事部研究助成課を中心に行っている支援内容について教授会等を通じて学部内に周知徹底することで、申請や採択の増加に結びつくための環境の醸成に努めた。

【2017 年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方針】

- 特になし

商学部

1. 教員の研究活動を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 教員の研究費(個人研究費、共同研究費、研究旅費等)・研究室および研究専念時間(研修機会等)の確保がなされているか。

学内研究費には、「基礎研究費」、「特定課題研究費」、「共同研究費」、「在外研究費」、「特別研究費」がある(詳細については、全学の記述を参照のこと)。

「基礎研究費」とは別に学会出張旅費が年度内 2 回を上限に支給されている。研究発表を伴う場合には参加回数にかかわらず申請できることから、それが研究発表促進の動機付けになっている。

また、本学の専任教員には個人研究室が貸与されている。商学部教員の研究室は多摩キャンパス 2 号館の 11 階と 12 階に配置されており、書架・机・椅子のほか、申請により予算内で必要器具の購入が認められている。

研究専念時間については、専任教員規程の中で授業担当責任時間（教授・准教授は6時限、助教Aは5時限）を定め、研究時間の確保を図っている。また、1年間もしくは学年暦の前期または後期の授業・校務が免除される特別研究期間制度があり、2014年度2名、2015年度1名、2016年度2名が利用している。学部・大学院のカリキュラムの体系化・スリム化も実施されつつあり、それによって担当コマ数を軽減するとともに、校務の合理化を通じて業務負担を軽減させ、十分な時間を確保できるように努めつつある。さらに、国外での研究・調査の機会として在外研究制度がある。研究期間・研究費は、(1)在外研究A（期間1年、最大2年まで延長可）375万円、(2)在外研究B（期間6ヵ月）245万円、(3)在外研究C（期間3ヵ月）155万円である。利用者については、在外Aが2014年1名、2015年度2名、2016年度0名となり、在学Cが2014年1名、2015、2016年度それぞれ0名である。なお、特別研究期間制度及び在外研究制度については、それぞれ商学部特別研究員候補者選定に関する内規、商学部教員在外研究に関する内規を設け、申請の条件を明示している。

(2) ティーチング・アシスタント (TA)・リサーチ・アシスタント (RA)・技術スタッフなど 教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

商学部では、1999年1月に「商学部ティーチング・アシスタント運用の骨子」を定め、これに沿うかたちでTA制度を運用している。TAは大学院学生が担い、下表の補助業務に従事している。2016年度の利用実績は4科目、その内訳は、「実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等」が4科目となっている。

[表9-I-5 TA対象の授業科目と補助業務の内容]

対象の授業科目	補助業務の内容	
<A> 商学部の教室で実施される実習や実験を伴う授業	①学部ワークステーションでの「情報処理演習」「計量分析演習」。マルチメディア教室での授業。	学生の実習・実験の支援(機械操作の援助等)、出席の確認、提出物の整理、教材の配布、教材作成の補助(入力・コピー等)
	②「簿記論」、「原価会計論」、「原価計算論」、「高等簿記論」、「結合会計論」	練習問題によるトレーニングの補助、実習・実験の支援(機器操作の援助等)、出欠の確認 小テストの監督・補助、提出物の整理、教材の配布、教材作成の補助(入力・コピー等)
	③「プログラム演習」、「日本事務」	
多数の履修登録者がある授業	出欠の確認、小テストの監督・補助、提出物の整理、教材の配布、教材作成の補助(入力・コピー等)	
<C>その他	特に定めていない	

また、スチューデント・アシスタント (SA) 制度については、2013年度に内規を整備し、「授業を円滑に行うための補助業務を行わせるとともに、これを通じて当該学生の資質の向上を図る」という目的を明示し、授業科目の対象範囲を広げた。今後予定されている対象科目と業務内容は、以下の通りである。

[表9-I-6 SA対象の授業科目と補助業務の内容]

対象の授業科目	補助業務の内容
(1) ワークステーションの情報機器を使用する実験、実習、演習科目	授業中の機器操作の補助 授業中のワークグループ等の補助
(2) キャリア教育に関連するグループワークを伴う科目	
(3) その他、商学部教授会が必要と認めた科目	

このほか、上記制度以外に、商学部の情報環境の整備、ワークステーションの維持管理や情報教育環境のサポートに携わる3名のシステムエンジニアを配置している。

参 考

【2016年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

<問題点および改善すべき事項>

- TA 対象である「多数の履修者登録がある授業」の利用実績がなく、この側面において業務負担の軽減に活かされていない。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- TA の運用面の改善については、教務委員会で検討する。

【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- TA の運用面での検討は教務委員会で検討を行っているものの、現状では TA を任せることのできる大学院学生が不足しており難しいとの認識に至っている。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

<問題点および改善すべき事項>

- 授業の責任時間範囲の超過や学内業務の多さから研究時間の十分な確保が難しくなっているが、その改善に向けた具体的な検討がなされていない。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 研究時間の確保をめぐって不公平感のあった入試出題業務の改善のため、全教員を対象に出題可能な科目についてのアンケートを実施する。

2. 教員の研究活動が活発に展開されているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

（1）論文等研究成果の発表状況

（2）国内外の学会での活動状況

個人研究・共同研究の成果は、著書、学内の学部及び研究所の紀要、各自が属する学会機関誌等で発表している。商学部のはほぼ全員が複数の国内の学会に所属し、さらに、多くの教員が海外の学会に所属し、論文の寄稿や研究発表を行っている。なお、専任教員は各々の専門分野の学会（1人平均4学会）に所属して研究活動を行うとともに、多くの教員が役員として学会の運営に尽力している。

近年の著書発刊数、論文発表数、学会発表数は以下の通りである。

[表9-I-7 著書発刊数・論文発表数・学会発表数]

	2012	2013	2014	2015	2016
著書発刊数	16	33	26	24	15
論文発表数	64	78	90	79	59
学会発表数	38	65	57	77	84

（3）研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

研究助成を得て行われる学内の研究プログラムには、①特定課題研究費、②共同研究費がある。特定課題研究費は、助教B以上の専任教員が個人で特定の課題の研究を行う場合の支援を目的としており、共同研究費は、学際的研究の発展や学部・大学院・研究所及び学外研

究機関との研究交流の促進を目的としており、商学部の2016年度の展開状況は、以下の通りである。

[表9-I-8]

種別	研究課題
特定課題研究	(1) 日本における製販のチャネル・パワーの考察 (2) 保険会社の存続問題 (3) 新しい環境技術のための環境評価のあり方とその手法 (4) バイオテクノロジー分野におけるスタートアップ企業の資本構成 (5) グリーンイノベーションのメカニズムの解明
共同研究費	なし

参 考

【2016年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

<問題点および改善すべき事項>

- 研究活動が相変わらず活発になっていない。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 基礎研究費や特定課題研究費を修得した教員は、学内紀要等での論文による成果発表を義務とすることで、研究の活発化を促す。とりわけ基礎研究費については、特定課題研究費と同様に、論文等の成果を次年度基礎研究費取得の条件とするなど全学的な変更を待たずに、商学部独自の運用面の修正を検討する。

【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- 研究活動の活性化や、成果発表の義務化などについては、検討を行っていないのが実情である。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

<問題点および改善すべき事項>

- 研究活動が相変わらず活発になっていない。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- カリキュラム改正の実施完了を受け、研究活動の活性化に向けた検討を行う組織の設置を検討する。

3. 競争的な研究環境創出のための措置がなされているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 科学研究費の申請とその採択の状況

商学部教員の科学研究費補助金の申請件数・採択件数、採択テーマは以下の通りである。近年は申請件数・採択件数ともに増加傾向にあり、採択率も向上している。

[表9-I-9 科学研究費補助金申請・採択件数]

	2012	2013	2014	2015	2016
科学研究費補助金・申請件数	17	20	23	24	34
科学研究費補助金・採択件数	9	12	18	20	30

[表9-I-10 2016年度 採択テーマ（継続分を含む）]

種別	研究課題
基盤研究(B)	(1)日本の企業・アメリカの企業・ドイツの企業—総合電機企業の比較史的研究— (2)システミック・リスクと社会経済システムのレジリエンスに関する研究 (3)ハイテクスタートアップ企業の成長への課題：技術・ガバナンスの視点からの調査分析 (4)日本の女性会計研究者の現状と課題に関する理論的・実証的研究—歴史を踏まえて— (5)日記資料に基づく高度成長期日本民衆のデモクラシー意識の特徴と変容に関する研究
基盤研究(C)	(6)東アジアの消費者の製品評価と購買意欲への原産国、製品・国のイメージの影響の研究 (7)後発企業効果に関する長期的事例研究—革新的企業者活動をめぐる資源ベース分析— (8)ニューロマーケティング研究に依拠した生体反応・心理反応・行動の関係の考察 (9)銀行破綻による銀行-企業間関係の途絶率と途絶のタイミングについての定量分析 (10)総合電機企業を築いた人々の歴史を描く—ゼネラル・エレクトリックの戦略・組織・関係 (11)電子マネー普及が現金保有残高に及ぼす影響の検討 (12)グローバル化におけるコンテキストブランディングの概念整理と方法論の基礎研究 (13)流通チャネルにおける垂直的関係とフレーミングに関する実験研究 (14)社会保障協定が日本の海外進出企業に及ぼす影響に関する実証研究 (15)管理会計システムの影響機能に関する理論的・実証的研究 (16)数理ファイナンスに現れる非線形偏微分法定式の研究 (17)選挙制度と政治行動の理論と実証分析：「選挙公報」にみる候補者戦略 (18)日本における英語教育と異文化間能力育成教育の統合を目指すガイドラインの策定 (19)都市河川・湖沼への抗生物質拡散と環境微生物生態系への影響を評価する (20)価値あるイノベーションにおける組織管理の重要性：企業個票データによる定量分析
若手研究B	(21)経営手法の流行化現象の解明：環境分野を中心とした動態的視点による事例分析を通じて (22)アメーバ経営の歴史的形成過程に関する研究：1980年以降を中心に (23)製品デザインに関わる部門間調整のマネジメント (24)企業の国際化におけるサービスの役割に関する研究 (25)全世界を対象とした都市における起業と環境・経済・社会との関係のマクロ・ミクロ分析 (26)管理会計能力と組織業績の関係性 (27)ラテンアメリカにおける先住民自治制度化要因の質的比較分析 (28)日本企業の群衆的業績予想開示行動に関する実証研究 (29)わが国の公会計改革に資する国際的公会計概念フレームワークの比較分析
国際共同研究 加速基金	(30)流通チャネルにおける垂直的関係と制御焦点に関する日米比較の実験研究 (国際共同研究強化)

(2) 学外競争的研究資金の獲得状況（科学研究費補助金を除く）

民間都市開発の推進に関する研究に対して、一般財団法人から研究助成を受けている教員もいるが、現在のところ組織的な把握には至っていない。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

○ 特になし

理工学部

1. 教員の研究活動を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 教員の研究費（個人研究費、共同研究費、研究旅費等）・研究室および研究専念時間（研修機会等）の確保がなされているか。

1) 個人研究費、研究旅費、共同研究費の制度化の状況

「基礎研究費」、「特定課題研究費」、「特別研究期間・在外研究制度の研究費」、「研究旅費」については「本学の研究活動」の記述内容をご参照いただきたい。

理工学部特有のものとしては、学科を経由して配分される校費（実験実習料収入を財源とし、約 200 万円/教員）がある。ただし、校費は学科によって若干金額が異なる場合もある。

理工学部の研究分野毎に多少の違いがあるが、これらの研究制度で設定している金額は、理工学部の教員にとっては決して十分とは言えない。また、研究旅費については研究成果の発表に合わせたタイミングで実施できることが好ましく、出張回数の見直し等を行うことが望まれる。

2) 教員個室等の教員研究室の整備状況

2013 年度に人間総合理工学科が開設され、10 学科構成となったことから、教員の個人研究室（面積 18 m²）の確保・調整に苦慮しているが、専任教員（任期制助教を除く）については、整備率 100%を満たしている。個人研究室のほかは、共同研究室、学生の専有スペースとして実験準備室があり、さらに実験室が確保されている。

3) 教員の研究時間を確保させる方途の適切性

本学の教員は専任教員規程により、授業時間 1 時限を 90 分とし教授・准教授は 6 時限/年、助教・専任講師は 5 時限/年を授業担当責任時間としている。授業・演習・実験、オフィスアワー、卒業研究指導のほか、学内各種委員会にも相当な時間が必要とされ、十分な研究時間を確保することが困難な状況にある。このため委員会活動の見直し、学内手続きの簡素化、TA の活用等の改善案を検討している。

「特別研究期間制度」及び「在外研究制度」については「本学の研究活動」の当該内容を参照願いたい。ただし、特別研究期間制度については、卒業論文指導、修士論文指導の時間的制約があるため、理工学部においては十分に利用される状況にない。なお、当該制度の利用状況は、2014 年度：特別研究期間制度・2 名、在外研究制度・5 名、2015 年度：特別研究期間制度・1 名、在外研究制度・4 名、2016 年度：特別研究期間制度・1 名、在外研究制度・7 名、2017 年度：特別研究期間制度・1 名、在外研究制度・5 名となっている。

なお、教員としての業務に不都合がない範囲で、学会活動あるいは学外における各種委員会活動等が認められている。これらの活動は、教員が最新の情報と接する機会となり、最終的には、学生の教育・研究に還元されている。

(2) ティーチング・アシスタント (TA)・リサーチ・アシスタント (RA)・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

理工学部における TA の活動については、理工ティーチング・アシスタントに関する規程において定められており、主に大学院の学生を対象としている制度となっている。

TAは実験・実習及び情報処理関連教育、演習、演習の伴う講義科目の支援要員として非常に役立っている。学科毎に担当する時間数（TA数）については、表9-I-11に示した通りである。また、TAは、指導教員の科目を担当することがほとんどであり、意思疎通は適切になされている。「教えることを通して理解を深めるという教育効果」、「学部学生と年齢が近いので学生から親しまれる」、「勉強している場所で経済的な支援も得られる」、という利点がある。一方、真面目に取り組む学生ほど、時間外の負担が増えてしまうという事情があり、教育的な配慮が必要となることがある。なお、TAの配置については、各学科の要望、TA割り当て予定科目、科目の受講学生数を勘案し、学部に割り当てられた予算によって定まる人数（時間数）を、各学科（科目）に割り当てている。このように、TAの制度とそれに基づく活用については概ね適切に行われている状況である。

[表9-I-11 2017年度 TA時間数]

学 科	割当て時間数
数学科	74
物理学科	119
都市環境学科	47
精密機械工学科	130
電気電子情報通信工学科	190
応用化学科	124
経営システム工学科	80
情報工学科	36
生命科学科	67
人間総合理工学科	72
計	939

2017年5月1日現在

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

○ 特になし

2. 教員の研究活動が活発に展開されているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 論文等研究成果の発表状況

高等教育機関としての研究活動は、論文等研究成果の発表件数が主要なバロメーターとなる。過去5年間に学術雑誌に掲載された論文数、国内外における研究発表件数等、理工学部教員の成果の公表実績は表9-I-12の通りである。

[表9-I-12]

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
学術論文（学術論文誌）	243	228	272	240	204
学術論文（国際会議）	112	61	126	122	95
単行本（著書）	29	30	32	23	15
単行本（訳書）	0	1	6	0	0
学内機関誌	2	3	2	2	5
その他（辞典の項目執筆等）	37	42	66	13	15

これら教員の研究実績は、学内の研究者情報データベースに蓄積している。

また、理工学部及び理工学研究科では、本学の研究面での目標である「優れた研究の成果を教育に反映し、有為な人材を育成する」ために、学生の学会への参加を奨励している。2016年度における学生の発表件数は、国内での発表が215件、海外での発表は146件を数えた。

(2) 国内外の学会での活動状況

理工学部の専任教員は国内外の様々な分野の学会・協会に所属し、役員（会長、理事等）、委員（長）として活躍している。学会・協会における活動は研究者間の主要な情報交換の場であり、その活動の成果は教員個人々人を通じて学生教育に反映されるという考えのもと、本務に支障のない範囲で活動を奨励している。そのほか国の審議会委員や独立行政法人や研究所の評価委員についても同様な取扱いとしており、2016年度はのべ190件を超える委員委嘱が教授会に報告されている。

加えて、教員の積極的な活動の結果、理工学部の拠点である後樂園キャンパスでは多くの学会を開催しており、2016年度における学会開催数は2件（シンポジウム・支部大会は除く）であった。これは、都心の立地を活かした社会貢献であると同時に、教員の活発な研究活動を学生に体感させる役割も果たしている。

(3) 研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

共同研究費は、学部、大学院、研究所及び学外研究機関との研究交流を促進し、もって研究・教育水準の一層の向上を図ることを目的として、2002年度に設けられた制度である。理工学部からは、2015年度に3件、2016年度に2件採択されている（2017年度は0件）。

[表9-I-13 共同研究費採択一覧（理工学部）]

研究代表者氏名（所属・身分）	研究課題名	研究期間（年度）
村上 浩士 （理工学部・教授）	減数分裂の開始と進行の制御機構	2015～2017
檀 一平太 （理工学部・教授）	f NIRS マルチモーダル脳機能計測のための次世代型時空間解析技術の創出	2015～2017
東條 賢 （理工学部・准教授）	ナノフォトニクスによりデザインされた非線形工学デバイスの創製	2015～2016
諏訪 裕一 （理工学部・教授）	極貧栄養環境に構築されるバクテリア群集の物質循環	2016～2017
高桑 宗右エ門 （理工学部・教授）	インダストリー4.0 環境下の生産とマネジメントに関する国際研究拠点の形成	2016～2017

また、特定課題研究費は、専任教員がその専門分野における特定の課題について個人で行う研究を支援することを目的とする研究費である。毎年度学部に割り当てられた金額を学科・教室に振り分けている。2017年度は11名の教員が申請し、採択されている。

[表9-I-14 特定課題研究費採択一覧（理工学部）]

研究者氏名（所属・身分）	研究課題	研究期間（年度）
有川 太郎 （理工学部・教授）	可視化技術を用いた津波避難教育システムの構築	2017～2018
國井 康晴 （理工学部・教授）	小型跳躍探査ロボットの環境認識及び誘導技術に関する研究	2017～2018
鈴木 宏明 （理工学部・教授）	振動誘起流れを用いた微量・局所溶液混合	2017～2018
田口 善弘 （理工学部・教授）	テンソル分解を用いた教師なし学習による変数選択のバイオインフォマティクスへの応用	2017～2018
築山 修治 （理工学部・教授）	AI 技術を用いた混合正規分布の成分数削減手法に関する研究	2017～2018

芳賀 正明 (理工学部・教授)	機能性分子のヘテロ接合作製法の開発とそのデバイスへの応用	2017～2018
橋本 秀紀 (理工学部・教授)	遊びとロボットに関する研究 ー現代における「遊び概念」の提案ー	2017
福澤 信一 (理工学部・教授)	数奇なN-ヘテロ環状カルベン金属錯体の創製とその触媒作用	2017～2018
船造 俊孝 (理工学部・教授)	超臨界流体クロマトグラフィーにおけるキラル分離過程の解析	2017～2018
新妻 実保子 (理工学部・准教授)	協調性自律ロボット操作時の身体的負荷と認知的負荷の定量的評価	2017～2018
松永 真理子 (理工学部・准教授)	金属の高指数面を利用したキラルセンシングの生体に近い環境化における高感度化	2017～2018

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

○ 特になし

3. 競争的な研究環境創出のための措置がなされているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 科学研究費の申請とその採択の状況

科学研究費助成事業の申請とその採択の状況は表9-I-15の通りである。大型種目の申請も含めて科学研究費助成事業への申請に積極的に取り組んでいる。

[表9-I-15 科学研究費補助金の獲得金額]

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
採択件数	77件(136件)	81件(160件)	81件(161件)	98件(171件)	99件(165件)
獲得金額	188,440(千円)	158,230(千円)	246,480(千円)	234,284(千円)	202,410(千円)

()内の件数は申請件数

理工学部における科学研究費補助金の採択率は50～60%前後となっており、この結果は十分評価できる。こうした実績に立って、さらに社会的に要請される受託研究課題、外部機関の評価を受けた研究課題を積極的に取り込む必要があると考える。

(2) 学外競争的研究資金の獲得状況(科学研究費補助金を除く)

競争的資金を含む公的研究費の獲得については、幅広い研究助成に対して積極的に応募し、採択を得ているほか、民間企業等より受託研究・奨学寄付金として研究費を受け入れている。

なお、競争的資金に係る採択結果の詳細、受託研究・奨学寄付金の状況については、理工学研究所の記述を参照頂きたい。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

○ 特になし

文学部

1. 教員の研究活動を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 教員の研究費（個人研究費、共同研究費、研究旅費等）・研究室および研究専念時間（研修機会等）の確保がなされているか。

1) 教員の研究費

学内研究費には、「基礎研究費」、「特定課題研究費」、「共同研究費」、「在外研究費」、「特別研究費」がある（詳細については、全学の記述を参照のこと）。

基盤的な研究費である「基礎研究費」は、各教員の研究分野・方法により、また年度により研究費の必要額は大きく異なり、未執行額の多い教員もいれば、この金額では十分な研究を行えない教員も数多い。したがって、金額の適切性については、個々人により判断が大きく異なる。不足を感じる者については、他の競争的研究資金の獲得によってその不足を補う方法が用意されている。「学会出張旅費」においても事情は同様である。

本学における競争的研究資金である「共同研究費」は、前に述べた通り制度化されており、文学部所属教員が代表者となって申請された共同研究は、直近のものでは2012年度から3年計画のもの2件、2014年度から3年計画のもの1件、2015年度0件、2016年度から2年計画のもの1件、2017年度0件であるが、研究分担者として多くの教員が共同研究プロジェクトに加わっている。文学部においても、「共同研究費」は適切かつ有効に活用されている。

2) 教員研究室の整備状況

教員が専攻毎に共同で利用する「共同研究室」があるほか、教員全員に個人研究室（3号館の個人研究室の平均床面積は19.06㎡）が与えられている。個人研究室には、備え付けの書架、机、椅子のほか、申請をすれば予算の範囲内で必要器具の購入が認められている。

3) 教員の研究時間を確保させる方途の適切性

各種委員会等の学内業務は年々増加し、研究と教育以外に要する時間は増大する傾向にあると同時に、その負担は一律ではない。「特別研究期間」や「在外研究」（次項に後述）といった研究専念期間に関わる制度がある一方、平常業務の中で研究時間を確保し、業務の負担増加に歯止めをかけるような、また負担の平準化を図るような制度的方策は講じられていない。教員の業務負担については、2015年3月の将来構想委員会答申においてもその軽減が課題として提起されたことを契機として、教務委員会において、学部内各種委員会の統廃合（学生授業評価委員会、文学部紀要編集委員会を教務委員会へ統合する等）を行ったが、現在のところ抜本的な解決には至っていない。

4) 研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性

本学の専任教員（任期を定めて採用された教員を除く）に対し、一定期間校務を免除し、研究に専念させるための制度として「特別研究期間制度」と「在外研究制度」がある。特別研究期間制度は、個人で行う特別の研究の推進に資することを目的として、学年はじめから1年間または半年間一切の校務を免除するだけでなく、120万円（半年間60万円）の研究費が与えられる。文学部については、2017年度は4名が文学部特別研究員選考委員会

によって選考されている。

また、在外研究制度は、学術の研究・調査のため、専任教員を一定期間外国に派遣することにより、本学における研究・教育の向上と発展に寄与することを目的としている。派遣期間は1年間、6ヵ月、3ヵ月の3通りがあり、期間の長さに応じて在外研究費が与えられる。各年度の予算によって、運用実績が異なるが、長期・短期合わせて平均3名ほどの教員が研究員として選考されている。なお、文学部では3ヵ月期間の在外研究の実績はない。

研究専念期間に関わる制度については、求められる研究・教育上のスキルアップと平常業務に費やされる時間との兼ね合いを見る限り、充実度は高いとはいえない。

(2) ティーチング・アシスタント (TA)・リサーチ・アシスタント (RA)・技術スタッフなど 教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

TAはすでに全学的に制度化されていて、文学部においてもパソコン教室での授業並びに実験・実習を伴う科目を対象とするという運営上の内規のもとに、大いに利用されており、例年は60科目前後で延べ約60名が採用されている。同制度は大学院学生の教育・研究能力の発展と経済的支援を目的としたものだが、間接的に教員の教育負担軽減にも貢献している。総合教養科目である「大学生の基礎(1)」については文学部の全ての1年生が履修する大教室での講義であるため、授業時間の有効活用としてTAによる印刷物配布や出欠管理等の補助を行っている。それ以外では、社会学・社会情報学・教育学・心理学専攻における演習・実験科目、社会情報学・心理学専攻の情報処理関連科目に主として配置されており、学部生からのレポートやレジュメ作成に関する質問・相談対応や、実験実習などの補助、授業での配布物の準備、レポートの整理、学生の事前準備のサポート等、授業の円滑な進行や教員の負担軽減に寄与している。また、文学部では、各パソコン教室に機器類の管理と学生の実習の補助にあたる専門の補助者(インストラクター)を授業期間中は常時配置しており、行き届いた指導体制を形成している。

加えて、各専攻共同研究室には研究室事務室員(常勤の臨時職員)を配置しており、研究室備品の管理や、専攻の運営全般の補助として極めて重要な役割を果たしている。特殊な教育・研究の支援のための人員ではないが、この配置による各教員の負担軽減は大きく、各教員が各自の教育・研究に専念できる環境の形成に大いに寄与している。

参 考

【2016年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

<問題点および改善すべき事項>

- 教員の研究活動の活性化に向けた研究時間の確保にあたっては、学内業務負担の増加や教員間の負担の偏り等が課題となっている。教員の業務負担の軽減については、2015年3月の将来構想委員会答申において問題点として提起されたことを契機として、教務委員会において学部内各種委員会の統廃合を行ったが、抜本的な解決には至っていない。

<対応方策(長所の伸長/問題点の改善)>

- 教員の業務負担の問題に関しては、2016年9月に発足予定の(第二次)将来構想委員会において、他の継承課題とともに現状分析と検討を行う。

【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- （第二次）将来構想委員会においては、現在、文学部の教育体制のあり方を中心に議論がすすめられており、教員の業務負担等についての現状分析を行うに至っていない。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

＜問題点および改善すべき事項＞

- 教員の業務負担の軽減については、2015年3月の将来構想委員会答申において問題点として提起されたことを契機として、教務委員会において学部内各種委員会の統廃合を行ったが、抜本的な解決には至っていない。

＜対応方策（長所の伸長／問題点の改善）＞

- 学部内各種委員会の統廃合に続く、教員の業務負担の軽減策について、教務委員会を中心に現状の分析及び対策を引き続き検討する。

2. 教員の研究活動が活発に展開されているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

（1）論文等研究成果の発表状況

専門分野における個人の研究活動、及び学内外、国内外の研究者との共同研究の成果は、著書や、文学部及び附置研究所「紀要」等の学内誌、各教員が所属する国内外の学会機関誌等において発表されている。文学部教員が執筆した学術論文は、2011年度94点、2012年度82点、2013年度78点、2014年度77点、2015年度102点、2016年度154点である。

（2）国内外の学会での活動状況

専任教員のほぼ全員が国内の複数の学会に所属し研究活動を行うほか、多くの教員がそれぞれの専門に応じて海外の学会に所属、論文を寄稿、または出張して口頭発表を行い、また役員として活動している教員も多い。国際センター予算による学術国際会議への参加は、2011年度7件、2012年度5件、2013年度5件、2014年度4件、2015年度2件、2016年度3件となっている。文学部主催国際共同研究は2006年度1件に過ぎないが、各自が学部派遣の在外研究の折に、または自己負担で、あるいは科研費から出費して海外の学会に参加し、研究交流や共同研究を行っているケースは多数ある。在外研究時以外の海外学会参加者は、2011年度16名、2012年度36名、2013年度29名、2014年度17名、2015年度5名、2016年度5名である。文学部所属教員の研究活動は、個別的なものが主体であり、上記のような数値のみでは実際の活動状況を把握しきれものではないが、表に現れた数字のみに照らして、学術国際会議や海外学会参加者は減少しつつある。

（3）研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

研究助成には、本学における研究活動を推進するための研究費予算によって助成するものと、外部からの競争的資金等によってもたらされるものがあるが、ここでは前者を中心に説明し、後者についてはその概況を示すこととする。後者の詳細については、本章「3. 競争的な研究環境創出のための措置」をご参照頂きたい。

本学における競争的研究資金助成には「特定課題研究費」と「共同研究費」の二つの制度がある。前者は、その専門分野における特定の課題について個人で行う研究を支援するもの

である。後者は、本学における優れた学際的学術研究を格段に発展させるとともに、学部、大学院、研究所及び学外研究機関との研究交流を促進し、研究・教育水準の一層の向上を図ることを目的としている。

学内の特定課題研究費の申請件数は2013年度16件、2014年度11件、2015年度16件、2016年度14件、2017年度8件の応募と採択があり、学部への配分予算をほぼ均等に割っての支給を行っている。これは、様々な分野における個別の研究が盛んである文学部の特色を裏付けている。

また、共同研究費は、全学で助成総額4,500万円が措置されており、1プロジェクト当たりの予算上限は原則として1,000万円である。共同研究プロジェクトは3名以上の研究者をもって構成し、過半数は本学専任教員でなければならない（中央大学学内研究費助成規程第25条）。文学部所属教員が中心となって推進した共同研究プロジェクトには、次のようなものがある（ ）内は実施年度。

- ・「漢語諸方言の動詞連続構文研究」（2012～2014）
- ・「中央大学における発達障害をかかえる学生の実態把握と教育発達の支援に関する研究」（2012～2014）
- ・「グローバル化時代における若者たちの自己実現に関する国際比較研究－日本・中国・タイ・シンガポールの実態調査から－」（2014）

参 考

【2016年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

<問題点および改善すべき事項>

- 論文等研究成果の発表件数が増加している一方、学術国際会議や海外学会参加者は、年々減少傾向にあることから、これらについて活性化を図っていく必要がある。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 学術国際会議や海外学会参加件数が減少傾向にあることについて、（第二次）将来構想委員会を中心として、他の継承課題とともに現状分析を行う。

【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- （第二次）将来構想委員会においては、現在、文学部の教育体制のあり方を中心に議論がすすめられており、海外出張ならびに教員の業務負担等についての現状分析、改善方策の検討を行うに至っていない。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

<問題点および改善すべき事項>

- 学術国際会議や海外学会参加者は、年々減少傾向にあることから、これらについて活性化を図っていく必要がある。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 学術国際会議や海外学会参加件数が減少傾向にあることについて、または教務委員会を中心として、現状分析を行う。

3. 競争的な研究環境創出のための措置がなされているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 科学研究費の申請とその採択の状況

文部科学省・日本学術振興会の科学研究費補助金申請（採択数）、研究費受領総額はそれぞれ、2012年度は30（25）件56,550,000円、2013年度は41（27）件49,050,000円、2014年度は37（27）件48,350,000円、2015年度は38（26）件42,660,000円、2016年度は35（24）件56,970,000円である。

文学部の科研費申請、採択件数は理工学部について多く、補助金ベースでは理工学部に次いで多いが他大学と比較した場合、必ずしも突出しているとはいえない。採択率は2011年度78.6%、2012年度83.3%、2013年度65.9%、2014年度73.0%、2015年度68.4%、2016年度68.6%（申請件数には継続分を含む。採択件数には転出者及び辞退者分を含み、4月転入者分を含まない。）となっている。2012年度よりの種目別申請・採択状況（継続分を含む）は下表の通り。

[表9-I-16]

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
新学術領域研究	1(1)	3(1)	5(3)	4(2)	3(2)
基盤研究(S)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
基盤研究(A)	0(1)	1(1)	1(0)	0(0)	1(0)
基盤研究(B)	4(3)	7(3)	4(3)	6(5)	10(6)
基盤研究(C)	20(17)	22(17)	22(16)	22(17)	16(13)
萌芽研究	1(0)	1(0)	0(0)	2(0)	1(0)
若手研究(A)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
若手研究(B)	3(3)	2(1)	1(1)	3(1)	1(0)
特別研究員奨励費	0(0)	3(3)	3(3)	1(1)	1(1)
学術図書	1(0)	1(1)	1(1)	0(0)	1(1)

* 数字は申請件数、()内は採択件数

(2) 学外競争的研究資金の獲得状況（科学研究費補助金を除く）

科学研究費補助金を除く最近の学外競争的資金の受給事例としては、日本学術振興会の国際交流事業における「二国間交流事業 共同研究」(唐橋文教授、2011.12.31～2014.12.30)、「国際研究集会」(阿部幸信教授、第7回中国中古史青年学者国際会議 2013.8.23～25)、「国際共同研究加速基金(国際共同研究強化)」(川喜田敦子教授、2017.4.1～2018.3.31)等があげられる。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

○ 特になし

総合政策学部

1. 教員の研究活動を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 教員の研究費（個人研究費、共同研究費、研究旅費等）・研究室および研究専念時間（研修機会等）の確保がなされているか。

学内研究費には、「基礎研究費」、「特定課題研究費」、「共同研究費」、「在外研究費」、「特別研究費」がある。このうち、個人研究費に相当するものは「基礎研究費」（年額43万円）で

ある。「基礎研究費」は、個人で行う学術研究を支援することを目的とする基盤的な研究費である。「共同研究費」は、本学における優れた学際的学術研究を格段に発展させるとともに、学部、大学院、研究所及び学外研究機関との研究交流を促進し、これにより研究・教育水準の一層の向上を図ることを目的としている。

個人研究室は、一人1室となっており、大部分の研究室は11号館B棟の4階と5階に設置されている。研究室の移動も可能であり、総合政策学部教授会でアンケート調査を行い、個人研究室の移動等の希望を確認している。備え付けの書架、机、椅子のほか、申請により予算の範囲内で必要器具の購入が認められる。

また、本学の専任教員に対し、一定期間校務を免除し、研究に専念させるための制度として「特別研究期間制度」と「在外研究制度」がある。

特別研究期間制度は、個人で行う特別の研究の推進に資することを目的として、学年ははじめから1年間、もしくは前期（4月）からの半年間、後期（9月）からの半年間、一切の校務を免除するだけでなく、1年間では120万円、半年間では60万円の研究費が与えられる。

在外研究制度は、学術の研究・調査のため、専任教員を一定期間外国に派遣することにより、本学における研究・教育の向上と発展に寄与することを目的としている。派遣期間は1年間、6ヵ月、3ヵ月の3通りがあり、在外研究費は、それぞれ375万円、245万円、155万円である。ただし在外研究期間（研究費支給期間）については、運用上、6ヵ月を原則として、延長を希望する場合は、正規期間の倍である1年まで在外延長について認められる。

「特別研究」、「在外研究」あわせて、総合政策学部所属教員のうち毎年3人程度がこの制度を活用し、活発な研究活動を行っており、一定期間校務を免除し、研究に専念させるための制度を設けている点では適切である。

(2) ティーチング・アシスタント (TA)・リサーチ・アシスタント (RA)・技術スタッフなど 教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

総合政策学部においては、大学院学生によるTA制度があるが、主に情報処理関連教育において活用されており、一度に多くの学生を対象としてPCの操作方法等について教育を行う際には、担当教員との連携の下、適切な活用がなされている。その他の科目については、これまで基本的に少人数教育を行っているという事情もあり、活用実績が少なかったが、2013年度からは、これまでの内規を改正し、実験・実習・演習を伴う授業及びその他教授会で特に必要と認めた授業であれば、TAを雇い入れることができるという条件の下で、TA制度活用の促進を図っている（ただし、2013年度以降の採用実績はなし）。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

○ 特になし

2. 教員の研究活動が活発に展開されているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 論文等研究成果の発表状況

(2) 国内外の学会での活動状況

総合政策学部の教員組織は、学部創設時の理念に基づいて様々な分野の教員から構成されており、その分野は多岐にわたる。各教員の研究成果の発表状況は教員研究者情報データベースに教員各自が入力できる仕組みになっており、インターネットで公開されている。本データベースを基とする指標データ「専任教員の年間論文発表件数」、「専任教員の学会等にお

ける年間発表数]、「専任教員の年間著書発刊件数」の推移は下表の通りである。

論文等研究成果の発表状況を把握するために、著書・論文の発刊、学外における講演活動等について学部 Web サイトに「新着ニュース」として掲載し、相互の情報交換の場としている。さらに学部紀要『総合政策研究』を年 1 回発行し、その出版過程のものも教員相互にコメントを行う期間を設け、教員間の研究の相互理解に努めている。なお、冊子での発刊だけでなく、本学公式 Web サイトの研究実績（学術リポジトリ）で公開を行っている。

また、ほぼ全員が国内の複数の学会に所属し研究活動を行うほか、それぞれの専門に応じて海外の学会に所属、論文を寄稿、または出張して研究発表を行っている教員もいる。

[表 9-I-17 論文等発表件数]

年度	2012	2013	2014	2015	2016
専任教員の年間論文発表件数	70	90	63	36	32
専任教員の学会等における年間発表数	67	55	39	57	33
専任教員の年間著書発刊件数	21	18	15	26	20

(3) 研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

特定課題研究費交付を受けて行われる研究プログラム数の状況は次の通りである。

[表 9-I-18 特定課題研究費の交付実績]

年度	2013	2014	2015	2016	2017
交付件数	2	6	6	5	5

【2017 年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

3. 競争的な研究環境創出のための措置がなされているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 科学研究費の申請とその採択の状況

科学研究費助成事業の過去 5 年分の採択件数（新規・継続）は次の通りである。

[表 9-I-19 科学研究費への申請・採択状況]

申請年度	2012 (平成 24)	2013 (平成 25)	2014 (平成 26)	2015 (平成 27)	2016 (平成 28)
申請件数（新規・継続含む）	21	19	15	20	21
採択件数（新規）	10	4	4	6	6
採択件数（継続）	5	12	10	9	9
採択件数（合計）	15	16	14	15	15
専任教員数（特任教員を含む）	42	42	40	39	39
採択件数（合計）÷専任教員数（特任教員を含む）	35.7%	38.1%	35.0%	38.5%	38.5%

(2) 学外競争的研究資金の獲得状況（科学研究費助成事業を除く）

総合政策学部として学外における競争的研究資金を獲得している実績は、現在のところ存在しない。

【2017 年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

Ⅱ 大学院

法学研究科

1. 教員の研究活動を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 教員の研究専念時間（研修機会等）の確保がなされているか。

教員が研究に専念するための制度として、在外研究A、B、C、特別研究期間の制度がある。2017年5月1日現在、法学研究科の教員は在外研究0名、特別研究3名である。

なお、大学教員の負担はこの数年来、概してかなりの増加傾向にあり、教員の研究時間を確保するには負担の軽減が課題となっている。

(2) ティーチング・アシスタント（TA）・リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフなど 教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

法学研究科に所属する教員の研究支援スタッフとして、法学部文献情報センター職員とRA及びTAが配置されている。

法学部文献情報センターは、本来的には法学部に所属する機関であるが、法学研究科における教育研究体制への支援の役割も果たしている（当該センターの目的等は法学部の記述をご参照いただきたい）。

RAは、日本比較法研究所、社会科学研究所、人文科学研究所等における共同研究プログラムにおける研究に参加するほか、国内外の文献・資料の収集、翻訳等の役割を担い、大学院教員の研究をアシストする役割を担っている。2017年度においてRAは20名で、全員が博士後期課程に在籍する学生である。RAの勤務時間は、RAの研究計画、研究能力等を考慮し、規程上は、1週4日・1日6時間・1週20時間以内で定めることとされているが（中央大学大学院法学研究科リサーチ・アシスタント制度に関する内規第6条1項）、現在は、運用により一律1週10時間までに制限を行っている（2008年4月25日開催法学研究科委員会）。

TAは、大学院における講義の支援をする役割を担っており、大学院教員の講義の準備や資料収集に従事している。2016年度においてTAは6名おり、TAの勤務時間は、1週につき12時間以内で定めることとされている（法学研究科ティーチング・アシスタント実施要綱第7条）。

RA及びTAの採用計画は、年度予算枠内で決定されている。RAについては、1共同研究プロジェクト1名を2名、TAについては申請教員1名につき2コマまでという枠を設けている。

参 考

【2016年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

<問題点および改善すべき事項>

- 法学部文献情報センターの存在と具体的なサービスの内容が必ずしも教員に周知徹底されておらず、十分な活用がなされていない。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 法学部文献情報センターの機能は今後とも維持・強化されるべきであり、その方法について法学部と協議・検討する。

【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- 法学部との協議・検討は今のところ行っておらず、引き続き課題となっている。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

＜問題点および改善すべき事項＞

- 法学部文献情報センターの存在と具体的なサービスの内容が必ずしも教員に周知徹底されておらず、十分な活用がなされていない。

＜対応方策（長所の伸長／問題点の改善）＞

- 法学部文献情報センターの機能は今後とも維持・強化されるべきであり、その方法について法学部と協議・検討する。

経済学研究科

1. 教員の研究活動を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 教員の研究専念時間（研修機会等）の確保がなされているか。

経済学研究科の教員が所属する本学経済学部では、経常的な教員の授業担当コマ数として「6コマ担当原則」がある。6コマには大学院の授業担当も含まれており、これにより教員の研究時間はある程度確保されている。

また、これとは別に教員の研究時間を確保させるものとして、本学専任教員が個人で行う特別の研究のために特別研究期間制度のほか、研究費を受け、学術の研究・調査のため一定期間外国に派遣される制度として在外研究制度が設けられている。なお、2016年度の特別研究員は1名、在外研究員は1名である。

(2) ティーチング・アシスタント (TA)・リサーチ・アシスタント (RA)・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

経済学研究科では、TAとRAが教育研究支援の役割を担った職員として位置づけられている。表9-II-1では、2013年度から2017年度にかけてのTAとRAの採用状況を示している。年度によって若干の変動はあるものの、経済学研究科の学生がTA、RAとして採用され、教員の教育、研究をサポートしている。経済学研究科に配分された2016年度のTAとRAの予算額は、それぞれ72千円と4,160千円である。予算額の減少、入学者数の減少によって採用人数も減少している。RAについては経済研究所と連携して予算の確保と安定的な人数の採用に努めている。

TAの配置については、配置される科目についてはその必要性について、経済学部・研究科委員会で精査をしている。TAの目的からすれば、受講数が少ない研究科の科目よりも学部に配置される方が有効であるため、学部へのTA配置を優先し、適切な人員配置を行っている。

RAについても、大学付置の研究所でその必要性について、前年度の秋から検討を行い、研究所における会議体の議決を経て提出される要望に応じるかたちで配置しており、適切な状況にある。

[表 9 - II - 1 TA 及び RA の採用実績 (2013 - 2017 年度)]

TA・RA 採用学生 の課程	TA(人)					RA(人)				
	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度
博士前期	0	0	1	1	0	-	-	-	-	-
後期	0	0	0	0	1	5	5	4	4	4
合計	0	0	1	1	1	5	5	4	4	4

【2017 年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

○ 特になし

商学研究科

1. 教員の研究活動を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 教員の研究専念時間（研修機会等）の確保がなされているか。

個人で行う特別の研究の推進に資するため、1年間もしくは学年暦の前期または後期の授業・校務を免除される「特別研究期間制度」がある。この制度の利用は基本的には商学部における決定による。この制度の利用者は2012年度に2名、2013年度に0名、2014年度に1名、2015年度に2名、2016年度に1名となっている。

また、国外での研究・調査のための機会として「在外研究制度」がある。教員は長期（1年）と短期（6ヵ月または3ヵ月）の2回、この制度を利用することができる。長期の場合には1年間の延長が認められており、最大2年間外国で研究・調査に専念することができる。この制度の利用者は、2012年度：長期0名・短期1名、2013年度：長期1名・短期1名、2014年度：長期1名・短期1名、2015年度：長期1名、短期0名、2016年度：長期2名、短期0名となっている。

(2) ティーチング・アシスタント (TA)・リサーチ・アシスタント (RA)・技術スタッフなど
教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

TA、RAとも組織化されており、TAについては、1) 大学院学生が学部の演習科目の授業実施補助を行うもの、2) 博士後期課程の学生が、博士前期課程の学生の演習授業、特に、チームペーパーや修士論文の作成に関するテクニカルな援助を行うものがあり、いずれも学生の教育、あるいは研究活動を促進する役割を果たしている。TAに求められる役割の拡大にあわせて、彼らの雇用環境の改善についても随時議論されている。

RAについては、企業研究所の準研究員である博士後期課程学生をRAに採用する途が拓かれている。RA制度の趣旨は、「本学が行う研究プロジェクト等の各種研究活動の補助業務を行わせることにより研究活動の強化・充実を図り、併せて大学院学生の研究能力の向上に資する」点にあり、この制度を通じて企業研究所における研究活動に若々しい研究者のインプットが増加しただけでなく、博士後期課程学生一人あたり年額最高100万円までの給与の支給が可能になり、研究活動の支援制度としても有効に機能している。

商学研究科におけるTA採用学生数及びRA採用学生数（博士後期課程のみ）を過去5年間でみると、下表9-II-2、9-II-3の通りである。

[表 9 - II - 2 TA 採用実績 (2012~2016 年度)]

年 度	2012	2013	2014	2015	2016
博士前期課程	6	5	6	6	3
博士後期課程	2	0	0	0	0

[表 9 - II - 3 RA 採用実績 (2012~2016 年度)]

年 度	2012	2013	2014	2015	2016
博士後期課程	4	4	4	5	4

【2017 年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

理工学研究科

1. 教員の研究活動を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 教員の研究専念時間（研修機会等）の確保がなされているか。

本学の教員は専任教員規程により、授業時間 1 時限を 90 分とし、教授・准教授は 6 時限／年、助教・専任講師は 5 時限／年を授業担当責任時間としている。授業・演習・実験、オフィスアワー、卒業研究指導のほか、学内各種委員会にも相当な時間が必要とされることから、十分な研究時間を確保することが困難な状況にある。このため委員会活動の見直し、学内手続きの簡素化、TA の活用等の改善案を検討している。

また、「特別研究期間制度」、「在外研究制度」（詳細は全学の研究活動に係る記述を参照のこと）があるが、特別研究期間制度については、卒業論文指導、修士論文指導の時間的制約があるため、理工学部においては十分に利用される状況にない。なお、当該制度の利用状況は、2012 年度：特別研究期間制度 1 名、在外研究制度 4 名、2013 年度：特別研究期間制度 1 名、在外研究制度 4 名、2014 年度：特別研究期間制度 1 名、在外研究制度 5 名、2015 年度：特別研究期間制度 1 名、在外研究制度 3 名、2016 年度：特別研究期間制度 1 名、在外研究制度 6 名、2017 年度：特別研究期間制度 0 名、在外研究制度 4 名となっている。

**(2) ティーチング・アシスタント (TA)・リサーチ・アシスタント (RA)・技術スタッフなど
教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性**

本学における TA 及び RA の運用については、中央大学ティーチング・アシスタントに関する規程、中央大学リサーチ・アシスタントに関する規程に定められている。さらに、理工学研究科では、理工学研究科リサーチ・アシスタント制度に関する内規により職務内容、資格、勤務時間等を定め、適切な運用を図っている。

TA の業務内容としては、学部授業のうち、実験・実習、計算機演習等の教育的補助業務、博士前期課程の授業のうち、理工学研究科委員会が必要と認めた実験、実習、演習等の教育的補助業務を行っている。

一方、RA の業務内容は、本学が行う共同プロジェクトの研究活動の補助業務を行っている。RA には博士後期課程の学生が就くこととなっているが、これらの学生は、本学が設置する理工学研究所の共同研究員として登録され、各研究チームの管理下で研究活動を行っている。

以下に示す通り、多くの学生が TA または RA に就いて業務を行っており、この活動を通し

て研究上の自らの知識の確認とより深い理解を得るとともに、指導者となることによる自覚・責任感、研究室での学部学生に対する卒業研究指導補助、指導教員以外の教員との交流促進等の教育的効果も上がっている。

[表 9 - II - 4]

	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度
RA	21 (24%)	26 (30%)	29 (33%)	24 (28%)	27 (31%)
TA	423 (65%)	403 (62%)	405 (62%)	407 (62%)	398 (57%)

※カッコ内は、収容定員に対する採用者数の割合 (%)

【2017 年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

文学研究科

1. 教員の研究活動を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 教員の研究専念時間（研修機会等）の確保がなされているか。

各種委員会等の学内業務は年々増加し、研究と教育以外に取られる時間は増大する傾向にあると同時に、負担が公平でないきらいもある。TA 制度に関しては、文学部、文学研究科の授業において 60 科目（通年換算）程度の授業で、大学院学生を TA として採用している。同制度は大学院学生の教育・研究能力の発展と経済的支援を目的としたものだが、間接的に教員の教育負担軽減にも貢献している。全体として研究のための時間確保は十分とはいえないが、若手の教員には各種委員会への出席の負担を減らすよう努めており、これらの方途は概ね適切であるといえる。

また、本学の専任教員（任期を定めて採用された教員を除く）に対し、一定期間校務を免除し、研究に専念させるための制度として「特別研究期間制度」と「在外研究制度」がある。本学専任教員は在職期間の長さに応じて、この制度を利用できるよう配慮されており、機会均等という観点、及び文学研究科の教育研究活動に支障を及ぼさないという観点から見て、研修の機会は適切に確保されているといえる。

(2) ティーチング・アシスタント (TA)・リサーチ・アシスタント (RA)・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

TA は各授業担当者の教育責任の下に教育活動に関する補助業務を行っているが、間接的には教員の教育上の負担を軽減し、研究活動を支援する効果がある。文学研究科における TA の採用学生数は、博士前期課程においては、2013 年度 23 名、2014 年度 35 名、2015 年度 26 名、2016 年度 18 名、2017 年度 7 名であり、博士後期課程においてはそれぞれの年度において、27 名、37 名、21 名、17 名、25 名となっており、合計人数では減少傾向である。

TA は学内規程により RA を兼ねることはできない（中央大学リサーチ・アシスタントに関する規程第 3 条第 2 項）が、その多くが本学の人文科学研究所、社会科学研究所、保健体育研究所等の研究活動にも参加しており、これらの活動を通じて教員との連携・協力関係ははかられている。

博士後期課程に在籍する一部の学生は、人文科学研究所、社会科学研究所、保健体育研究

所において専任教員が所属する研究チームの RA として研究活動に参加している（文学研究科の採用者数は、2012 年度 6 名、2013 年度 7 名、2014 年度 7 名、2015 年度 10 名、2016 年度 10 名、2017 年度 16 名）。

以上の通り、TA 及び RA 制度はそれぞれの趣旨に沿って適切に運用されており、前者は教育活動の補助業務を通じて大学院学生の教育・研究能力の発展に、後者は大学院学生が幅の広い研究交流の場を得ることによって、研究能力の向上発展に結びついている。

なお、教育支援員としては TA、RA 以外にもライティング・ラボにおいてライティング指導を行っている大学院学生チューターがあげられる。ライティング・ラボは、ライティング指導に関わる教員の負担軽減の役割も負っており、また、執筆者との対話を通じて執筆者の意図を引き出し、それを的確に表現するよう導くチューターの役割は、教員の負担軽減に限らず、チューター自身の研究能力や教育能力の向上に大きく貢献している。

【2017 年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

総合政策研究科

1. 教員の研究活動を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 教員の研究専念時間（研修機会等）の確保がなされているか。

本学の専任教員に対し、一定期間校務を免除し、研究に専念させるための制度として「特別研究期間制度」と「在外研究制度」があり、各教員はこの制度を活用し、活発な研究活動を行っている。それぞれの制度についての利用実績としては、特別研究期間制度は 2016 年度 2 名、2017 年度 1 名、在外研究制度は 2016 年度 0 名、2017 年度 1 名となっている。この制度は一定期間校務を免除するものであり、教員の研究時間を確保するための方途として適切である。

(2) ティーチング・アシスタント (TA)・リサーチ・アシスタント (RA)・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

TA については、各授業担当者の教育責任の下に教育活動に関する補助業務を行っているが、間接的には教員の教育上の負担を軽減し、研究活動を支援する効果がある。総合政策研究科における TA の採用学生数は 2013 年度 1 名、2014 年度 1 名、2015 年度 0 名、2016 年度 0 名、2017 年度 1 名である。

また、博士後期課程に在籍する一部の学生は、政策文化研究所において専任教員が所属する研究チームの RA として研究活動に参加している（総合政策研究科の採用者数は、2013 年度 3 名、2014 年度 3 名、2015 年度 3 名、2016 年度 3 名、2017 年度 2 名）。これらの学生が幅の広い研究交流の場を得ることによって、研究能力向上発展に資することを期待している。

【2017 年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

国際会計研究科

1. 教員の研究活動を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 教員の研究費（個人研究費、共同研究費、研究旅費等）・研究室および研究専念時間（研修機会等）の確保がなされているか。

無任期専任教員に対する個人研究費の配分は、任期付きの専任教員（特任教員）を除く全ての本学専任教員に対して適用される学内研究費助成規程に従って、一律に配分されている。このほか、特定課題研究に採択された場合には別途、特定課題研究費が支給されることも可能となっており、2016年度は国際会計研究科から1名が採択を受けている。なお、任期付き専任教員（特任教員）は1年契約による年俸制のため、個人研究費として別途支給は行っていない。

個人研究室については、国際会計研究科の専任教員個人研究室として16室（平均面積22.2m²、現在は11室を個人研究室、5室を共同研究室として使用）があり、教員と大学院学生間のコミュニケーションの場を拡充することを企図して、学生用の応接テーブル、座席を配置している。共同研究室5室については、平常時は空室となっており、非常勤教員（兼任講師等）が出講日に控室として使用するほか、専任教員が打ち合わせ等を行う際に使用している。

このほか、本学の無任期専任教員には、「在外研究」及び「特別研究期間制度」が設けられており、在職期間中に相当程度の研究専念期間が与えられている。国際会計研究科の無任期専任教員にもこの制度が適用され、内規によってその研究専念期間が定められている。なお、2016年度は特別研究期間制度を利用した者はいない。

(2) ティーチング・アシスタント（TA）・リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

TAについては、国際会計研究科として博士後期課程を設置しておらず、TAに適する人材確保が困難であること、また、本学の現行の規程が専門職大学院を想定したものとなっていないこと等の理由から、当該制度を導入していない。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

○ 特になし

2. 教員の研究活動が活発に展開されているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 論文等研究成果の発表状況

(2) 国内外の学会での活動状況

(3) 研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

国際会計研究科専任教員の2016年度における論文発表件数は13件（昨年度は11件）、査読付き論文発表件数は2件（昨年度は5件）であり、年間著書発表件数は5件（昨年度は2件）、学会等における年間発表数は9件（昨年度は1件）であり、教員の研究活動については特に著書と学会発表で増加している。

なお、学内の研究助成を得て行われる研究プログラムとしては特定課題研究費制度があり、2016年度は1件（研究テーマ：「経験から理論を構築する実務家の思考方法とそれらに対応する教材開発に関する研究」）が採択されている。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

○ 特になし

3. 競争的な研究環境創出のための措置がなされているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 科学研究費の申請とその採択の状況

(2) 学外競争的研究資金の獲得状況（科学研究費補助金を除く）

科学研究費については、2016年度は2件（5年計画と1年計画）が新規採択となった。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

○ 特になし

法務研究科

1. 教員の研究活動を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

【現状の説明および点検・評価結果】

(1) 教員の研究費（個人研究費、共同研究費、研究旅費等）・研究室および研究専念時間（研修機会等）の確保がなされているか。

各専任教員には、1人1室の研究室が用意されている。市ヶ谷キャンパスには、専任教員個人研究室65室（研究科長室1室を含む。）、専任教員共同研究室5室（各2～3名の共同利用が可）を設置している。

また、2007年から「在外研究」及び「特別研究期間」制度の運用が開始されており、2016年度の在外研究教員は1名、特別研究教員は0名であった。

(2) ティーチング・アシスタント（TA）・リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

博士前期課程と博士後期課程を区分しない専門職大学院である法務研究科においては、従来から多くの大学院において採用されている博士後期課程大学院学生をTAまたはRAとして任用し、教育・研究支援に従事させることが困難であるため、教員の授業準備や研究を支援する仕組み・体制として、法務研究科独自の教育研究支援室を設置し、6名の専属スタッフ（専任職員3名、非常勤職員3名）を配置している。教育研究支援室は、法科大学院の教育課程の実態に即して整備され、有効に活用されている。教育研究支援室を通じて提供されている主な研究・教育支援サービスは以下の通りである。

- ① 教材作成補助（授業用資料の検索収集・編集作業補助）
- ② 電子資料（データベース）の利用提供・代行検索
- ③ C plus 利用方法に関するサポート（詳細については後述）

また、法務研究科では、弁護士（原則として弁護士業務経験5年以内の者）を多数（2017年度では69人）、補助教員（実務講師）として採用し、実務実践教育の補助をはじめ、学生の学修方法に関する質問や、授業の予習と復習をフォローアップする学修相談の業務に従事させている。

また、人的支援ではないが、法科大学院の授業運営と教務事務一般をカバーして、教職員

間及び教員・学生間の双方向のコミュニケーション・ツールとして、インターネット環境を活用したオンラインによるC plusが稼働しており、これを活用して授業でのレジュメ・メモや資料等の学生への配付、レポート課題の送付、レポートの受け取り、小テスト、学生への連絡、質疑応答等も可能となっている。

研究上の支援としては、教育研究支援室が、教育支援とともに、電子資料(データベース)の利用提供・代行検索、研究費関連業務、専門図書の選書補助等、各種研究支援サービスを提供している。また、システム管理室が、IT系の利用支援及び情報機器の維持・管理を行っている。

以上のような、教育研究支援システムにより、法務研究科における教育研究支援体制はかなり充実しており、法科大学院の教育課程を実践する上で十分な整備がなされているといえる。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点およびそれらへの対応方策】

○ 特になし

2. 教員の研究活動が活発に展開されているか。

【現状の説明および点検・評価結果】

法務研究科においては、年4回、紀要『中央ロー・ジャーナル』を発行して、教員の研究成果の発表の機会を保障している。また、専任教員の多くは、学校法人中央大学が設置する日本比較法研究所の研究所員でもあり、その機関誌『比較法雑誌』に研究成果を発表することも可能であり、研究成果発表の場は十分に保障されている。

各教員の学位及び業績については、全学的に「研究者情報データベース」として、取りまとめられており、当該データベースの一部は国立研究開発法人科学技術振興機構が管理する、研究開発支援総合ディレクトリとも連動しており、本学専任教員の研究業績を広く世界に発信する起点となっている。

(1) 論文等研究成果の発表状況

法務研究科専任教員における、論文等研究成果の発表件数については、2015年度は32件、2016年度は68件と大幅に増加し、教員による論文等研究活動が活発に展開されている。

(2) 国内外の学会での活動状況

法務研究科専任教員における、国内外の学会での活動件数については、2015年度は22件、2016年度は19件であり、国内外での学会発表状況も活発に実施されている。

(3) 研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

特定課題研究費には3名が新規に採択された。前年度からの継続者4名を含めて、7名が受けている。各教員の研究課題は次の通りである。

継続：①GPSを用いた犯罪捜査の研究 - 捜査の民主的コントロール -

②私的自治と新しい財産権の創設

③私的独占規制の日米欧比較研究

④過失相殺法理の比較法的研究 - アメリカ法との比較を中心に -

新規：①近代法の周辺にあるロシア・東欧及び日台韓の法文化比較

②裁判員裁判の全国実情調査と分析、これらに基づく裁判実務への提言

③職域拡大・弁護士自治・ABL(Alternative Business Structure)に関する比較法的研究

共同研究プロジェクトには申請がなかった。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点およびそれらへの対応方策】

○ 特になし

3. 競争的な研究環境創出のための措置がなされているか。

【現状の説明および点検・評価結果】

(1) 科学研究費の申請とその採択の状況

2015年度は新規採用者が3名申請し、内2名が採用され、前年度からの継続者8名を含めて10名が科学研究費について採択されている状況にあった。

これに対し、2016年度は新規で6名申請、内2名が採択され、前年度からの継続者3名を含めて5名が科学研究費について採択されている状況にあった(2016年4月1日転入者1名は含めない)。各教員の研究課題は次の通りである。

継続：①企業価値向上型コンプライアンス態勢モデルの構築 - 法律学と経営学の協働による -

②変貌するリーガル・マーケットとドイツ弁護士職業法-我が国弁護士職業法の未来図-

③経済社会の構造変化と労働法における「交渉」と「合意」に関する日独蘭比較法研究

④民法における「能力」概念の比較法的研究 - 東アジアを中心に (2016年4月1日転入者)

新規：①国際人権条約上の履行監視機関の正当性に関する研究

②機能性食品の特許化に関する研究

昨年度と比較すると、採択者数は減少している状況にあるため、今後の新規採択に向けたさらなる取り組みが必要である。

なお、現在は、教授会終了後に科研費の申請に関する案内を専任教員に案内して新規採択へむけての呼びかけを行っている状況である。

(2) 学外競争的研究資金の獲得状況(科学研究費補助金を除く)

学事部研究助成課において全学的に取りまとめており、法務研究科として独自に把握することは行っていない。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点およびそれらへの対応方策】

○ 特になし

戦略経営研究科

1. 教員の研究活動を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 教員の研究費(個人研究費、共同研究費、研究旅費等)・研究室および研究専念時間(研修機会等)の確保がなされているか。

本学では、専任教員（任期付きを除く）の個人研究費として、1）一律に助成する基礎研究費、2）学内競争的資金の性格を持つ特定課題研究費、3）特別研究・在外研究期間の研究費を設けている。このうち、研究活動に必要な研修制度として位置づけられている特別研究期間制度と在外研究期間については、2015年度に特別研究期間制度（半期）を1名が利用し、2016年度は特別研究期間制度（長期）を1名が、2017年度は特別研究期間制度（半期）を1名が利用中である。このほか、戦略経営研究科では、中央大学専任教員規程に基づき、教務委員会において授業担当割を行い、所属専任教員に対して研究時間が確保できるよう、適正な担当授業コマ数について教授会で審議している。

また、専任教員に対しては、1人1室の個人研究室（17.6㎡）を整備しているほか、共同研究室（2室）の使用も可能となっている。

（2）ティーチング・アシスタント（TA）・リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフなど 教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

本学では全学的な制度としてTA及びRAの制度が導入されている。戦略経営研究科の場合、博士後期課程を設置しているものの、主たる学生が有職の社会人学生であること、文系大学院の博士後期課程が多摩キャンパスに設置されていることなどの理由から、TA、RA制度については活用していない。そのため、任期制助教1人が授業教材作成支援並びに講義実施支援を担当するほか、専任・兼任全教員が、E-mailや授業等において個別に対応することとしている。

参 考

【2016年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

<問題点および改善すべき事項>

- 本学におけるTA制度については、現在のところ、専門職大学院が制度適用範囲外となっているが、今後、専門職大学院が掲げる教育理念を具現するための教育方法の質的向上を図るにあたっては必要不可欠な制度であり、制度の整備・改善が必要である

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- TAについては依然必要性があると考えため、学内の他の専門職大学院研究科とも認識を共有しながら、導入に向けた検討を継続する。

【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- TAの導入については、現状、講義支援の任期制助教を任用することで対応できていること、学内の他の専門職大学院研究科についても現在行っている方策で一定の対応ができていることから、進展はない。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

2. 教員の研究活動が活発に展開されているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

- （1）論文等研究成果の発表状況
- （2）国内外の学会での活動状況

戦略経営研究科所属教員における研究活動の状況は、以下の通りである。

[表9-Ⅱ-5 2011～2016年度 戦略経営研究科研究実績一覧] 単位：件

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
論文・著書執筆	11	18	19	19	32
講演・口頭発表等	22	19	3	11	14

上記の実績を専任教員1人あたりの状況で見れば、2011年度は論文・著書執筆が1.5件、講演・口頭発表が1.1件、2012年度は論文・著書執筆が0.6件、講演・口頭発表が1.2件となっている。また、2013年度は論文・著書執筆が1件、講演・口頭発表が1.1件、2014年度は論文・著書執筆が1.2件、講演・口頭発表が0.16件、2015年度は論文・著書執筆が1.1件、講演・口頭発表が0.64件、2016年度は論文・著書執筆が1.88件、講演・口頭発表が0.82件となっている。

戦略経営研究科においては、教員個々人の研究活動の推進に配慮しながらも、研究科の教育目標としている「高度専門職業人としての深い学識と卓越した能力を兼ね備えたプロフェSSIONALたる戦略経営リーダーの養成」の達成に注力していることから、件数で見れば若干少ない。今後は高度な教育を支える教員の研究活動の充実にも一層注力していくことで、課程のより一層の充実を図っていく。

なお、戦略経営研究科においては、これらの研究実績や所属教員のシンポジウムの講師や掲載雑誌への投稿、書籍の出版などについてWebサイトやFacebookを通じて、社会へ広く発信している。

(3) 研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

学内の共同研究費から研究課題：「実践知の修得と交流のためのアドバンスト・ケース教育の研究」（2009年度～2010年度）を実施している。また、中央大学特定課題研究費から研究課題：「経営者報酬、株価と企業の質」（2009年度～2010年度）、「消費者のブランド知識に関する実証研究」（2010年度～2011年度）、「社会企業家活動における知識創造の研究」（2011～2012年度）、「変革期のプロジェクトリーダー育成のための教育手法の研究」（2012～2013年度）、「日本企業のCSP活動、企業内外情報非対称性の解決についての研究：同族企業を中心として」（2013～2014年度）、「リーマンショック以降の金融監督システムの現状と金融監督法制の変化と今後の方向性についてーグローバルレベルでの金融監督制度改革を評価するー」（2015年度～）について研究助成を受け研究を実施している。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

○ 特になし

3. 競争的な研究環境創出のための措置がなされているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 科学研究費の申請とその採択の状況

科学研究費については、2013年度及び2015年度に採択をうけており、研究を行っている。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

○ 特になし